

納 骨 者 心 得 （さくらん墓・三密壇・浄光壇・お骨仏）

本心得は、分骨を納める本寿院の内規、及び『圓宗院日光別院尊星王院納骨堂管理規定』（以下、「規定」という。）に従って、分骨及び余骨を納骨するための概略と心得を説明したものです。詳しくは、本寿院及び圓宗院（以下、二院併せて「当院」といいます。）にお尋ね下さい。

記

1. 故人の没後申込者、及び生前申込者の没後に焼骨を持参した者（主に祭祀承継者）を納骨者と呼んでおります。
2. お骨仏は、分骨の納骨者の総意に基づいて本寿院が管理を行い、納骨堂の管理は圓宗院が行います。納骨に関することは、当院の指示に従ってください。
3. 納骨に関する納骨方法・合祀時期及び供養方法並びにお布施費用負担について
(納骨方法と合祀時期)

(1) さくらん墓合祀	すぐに合祀	3万円	(4) お骨仏へ分骨	すぐに合祀	0円
(2) 三密壇	3年後合祀	5万円	(供養方法)		
(3) 浄光壇	33年後合祀	20万円	(5) 合同永代供養		0円
			(6) 個別永代供養		10万円以上

4. 以下の事項をご確認下さい。

- (1) 提出書類について
 - ① 火葬許可証（改葬は改葬許可証も）の原本（生前申込は、没後に下記持参者が提出）
 - ② 納骨者の本人確認書等のコピー（公的機関発行の証明書 写真の有無を問わない）
- (2) 生前申込の場合は、没後に火葬許可申請者など祭祀承継者（相続人等）（以下「持参者」）から連絡を頂いて納骨致します。この際に、納骨を確認する書類に必要事項の記入と、持参者の本人確認書等のコピーの提出をお願いします。なお、祭祀承継者以外の方が持参される場合、相続や贈与を証する書類又は祭祀承継者の同意書等の提示が必要です。
- (3) お骨仏には全ての焼骨を納骨できませんので、分骨と、残った余骨に分けます。
- (4) 分骨は、本寿院のお骨仏に納骨し、余骨は、尊星王院納骨堂に納骨します。
- (5) 分骨は、すぐにお骨仏に合祀します。余骨は、さくらん墓合祀の場合すぐに合祀、三密壇の場合は納骨から3年間安置供養の後、浄光壇の場合は33年間安置供養の後、それぞれさくらん墓へ合祀します。合祀後は、いかなる事由があろうとも返還できません。
- (6) 参拝は、お骨仏のある本寿院で承ります。
- (7) 納骨者を当院の信者とも呼び、当院からご案内を差し上げることがありますが、3. に記載された費用以外の金銭負担及び義務履行などは一切お願いしておりません（法事を除く）。
- (8) 納骨後、住所変更・氏名変更など申込書の内容と異なる事項などが生じましたら、すみやかに当院に届け出て下さい。
- (9) 納骨、法事の際には当院の供養法要等を受けることができます。
- (10) 合祀に関して、物権等一切の世俗的個別権利は発生しないことを確認します。
- (11) 余骨に関して、三密壇及び浄光壇の場合(5)の期間安置供養の後、合祀しますので、期間内であれば返還可能です。なお、分骨に関しましては、返還できません。
- (12) 本寿院永代供養を申し込まれた方は、別紙「本寿院永代供養のご案内」をご覧ください。

5. 以下の事項を禁止します。

- (1) 当院の許可なく当院以外の供養、法要、その他の宗教行為を行うこと。
- (2) 当院による供養、法要、その他の宗教行為を妨げること。
- (3) 納骨以外の目的に使用すること。
- (4) 火葬されていない死体・死胎などを収蔵すること。
- (5) ペット及び禽獣を収蔵すること。
- (6) 当院の内規・規定に違反する行為。
- (7) その他、納骨堂や礼拝施設を使用するにふさわしくないと、当院が判断する事項。

6. 公用収用の為、又は納骨堂の改修その他必要のため、納骨壇、永代供養塔及びお骨仏の一時移動・改葬等を求めたときは、それに従っていただきます。
7. この心得は、予告なく変更する場合があります。
8. その他、ご不明な点、ご質問などは当院にお問い合わせ下さい。

当院 住職

納 骨 者 心 得 （さくらん墓・三密壇・浄光壇・お骨仏）

本心得は、分骨を納める広徳寺の内規、及び『圓宗院日光別院尊星王院納骨堂管理規定』（以下、「規定」という。）に従って、分骨及び余骨を納骨するための概略と心得を説明したものです。詳しくは、広徳寺及び圓宗院（以下、二ヶ寺併せて「当山」という。）にお尋ね下さい。

記

1. 故人の没後申込者、及び生前申込者の没後に焼骨を持参した者（主に祭祀承継者）を納骨者と呼んでおります。
 2. お骨仏は、分骨の納骨者の総意に基づいて広徳寺が管理を行い、納骨堂の管理は圓宗院が行います。納骨に関することは、当山の指示に従ってください。
 3. 納骨に関する納骨方法・合祀時期及び供養方法並びにお布施費用負担について
(納骨方法と合祀時期)
- | | | | | | |
|-------------|--------|------|------------|-------|--------|
| (1) さくらん墓合祀 | すぐに合祀 | 3万円 | (4) お骨仏へ分骨 | すぐに合祀 | 0円 |
| (2) 三密壇 | 3年後合祀 | 5万円 | (5) 合同永代供養 | | 0円 |
| (3) 浄光壇 | 33年後合祀 | 20万円 | (6) 個別永代供養 | | 10万円以上 |
4. 以下の事項をご確認下さい。

- (1) 提出書類について
 - ① 火葬許可証（改葬は改葬許可証も）の原本(生前申込は、没後に下記持参者が提出)
 - ② 納骨者の本人確認書等のコピー（公的機関発行の証明書 写真の有無を問わない）
- (2) 生前申込の場合は、没後に火葬許可申請者など祭祀承継者(相続人等)(以下「持参者」)から連絡を頂いて納骨致します。この際に、納骨を確認する書類に必要事項の記入と、持参者の本人確認書等のコピーの提出をお願いします。なお、祭祀承継者以外の方が持参される場合、相続や贈与を証する書類又は祭祀承継者の同意書等の提示が必要です。
- (3) お骨仏には全ての焼骨を納骨できませんので、分骨と、残った余骨に分けます。
- (4) 分骨は、広徳寺のお骨仏に納骨し、余骨は、尊星王院納骨堂に納骨します。
- (5) 分骨は、すぐにお骨仏に合祀します。余骨は、さくらん墓合祀の場合すぐに合祀、三密壇の場合は納骨から3年間安置供養の後、浄光壇の場合は33年間安置供養の後、それぞれさくらん墓へ合祀します。合祀後は、いかなる事由があろうとも返還できません。
- (6) 参拝は、お骨仏のある広徳寺で承ります。
- (7) 納骨者を当山の信者とも呼び、当山からご案内を差し上げることがありますが、3.に記載された費用以外の金銭負担及び義務履行などは一切お願いしておりません（法事を除く）。
- (8) 納骨後、住所変更・氏名変更など申込書の内容と異なる事項などが生じましたら、すみやかに当山に届け出て下さい。
- (9) 納骨、法事の際には当山の供養法要等を受けることができます。
- (10) 合祀に関して、物権等一切の世俗的個別権利は発生しないことを確認します。
- (11) 余骨に関して、三密壇及び浄光壇の場合(5)の期間安置供養の後、合祀しますので、期間内であれば返還可能です。なお、分骨に関しましては、返還できません。
- (12) 永代供養を申し込まれた方は、別紙「永代供養のご案内」をご覧ください。

5. 以下の事項を禁止します。

- (1) 当山の許可なく当院以外の供養、法要、その他の宗教行為を行うこと。
- (2) 当山による供養、法要、その他の宗教行為を妨げること。
- (3) 納骨以外の目的に使用すること。
- (4) 火葬されていない死体・死胎などを収蔵すること。
- (5) ペット及び禽獣を収蔵すること。
- (6) 当山の内規・規定に違反する行為。
- (7) その他、納骨堂や礼拝施設を使用するにふさわしくないと、当山が判断する事項。

6. 公用収用の為、又は納骨堂の改修その他必要のため、納骨壇、永代供養塔及びお骨仏の一時移動・改葬等を求めたときは、それに従っていただきます。
7. この心得は、予告なく変更する場合があります。
8. その他、ご不明な点、ご質問などは当山にお問い合わせ下さい。

当山 住職及び院主

納骨者心得（さくらん墓・三密壇・浄光壇・お骨仏）

本心得は、分骨を納める平塚円宗院の内規、及び『圓宗院日光別院尊星王院納骨堂管理規定』（以下、「規定」という。）に従って、分骨及び余骨を納骨するための概略と心得を説明したものです。詳しくは、平塚円宗院及び圓宗院（以下、二院併せて「当院」という。）にお尋ね下さい。

記

1. 故人の没後申込者、及び生前申込者の没後に焼骨を持参した者（主に祭祀承継者）を納骨者と呼んでおります。
2. お骨仏は、分骨の納骨者の総意に基づいて平塚円宗院が管理を行い、納骨堂の管理は圓宗院が行います。納骨に関することは、当院の指示に従ってください。
3. 納骨に関する納骨方法・合祀時期及び供養方法並びにお布施費用負担について

（納骨方法と合祀時期）		（4） お骨仏へ分骨	すぐに合祀	0円
（1） さくらん墓合祀	すぐに合祀	3万円	（供養方法）	
（2） 三密壇	3年後合祀	5万円	（5） 合同永代供養	0円
（3） 浄光壇	33年後合祀	20万円	（6） 個別永代供養	10万円以上
4. 以下の事項をご確認下さい。

- (1) 提出書類について
 - ① 火葬許可証（改葬は改葬許可証も）の原本（生前申込は、没後に下記持参者が提出）
 - ② 納骨者の本人確認書等のコピー（公的機関発行の証明書 写真の有無を問わない）
- (2) 生前申込の場合は、没後に火葬許可申請者など祭祀承継者（相続人等）（以下「持参者」）から連絡を頂いて納骨致します。この際に、納骨を確認する書類に必要事項の記入と、持参者の本人確認書等のコピーの提出をお願いします。なお、祭祀承継者以外の方が持参される場合、相続や贈与を証する書類又は祭祀承継者の同意書等の提示が必要です。
- (3) お骨仏には全ての焼骨を納骨できませんので、分骨と、残った余骨に分けます。
- (4) 分骨は、平塚円宗院のお骨仏に納骨し、余骨は、尊星王院納骨堂に納骨します。
- (5) 分骨は、すぐにお骨仏に合祀します。余骨は、さくらん墓合祀の場合すぐに合祀、三密壇の場合は納骨から3年間安置供養の後、浄光壇の場合は33年間安置供養の後、それぞれさくらん墓へ合祀します。合祀後は、いかなる事由があろうとも返還できません。
- (6) 参拝は、お骨仏のある平塚円宗院で承ります。
- (7) 納骨者を当院の信者とも呼び、当院からご案内を差し上げることがありますが、3. に記載された費用以外の金銭負担及び義務履行などは一切お願いしておりません（法事を除く）。
- (8) 納骨後、住所変更・氏名変更など申込書の内容と異なる事項などが生じましたら、すみやかに当院に届け出て下さい。
- (9) 納骨、法事の際には当院の供養法要等を受けることができます。
- (10) 合祀に関して、物権等一切の世俗的個別権利は発生しないことを確認します。
- (11) 余骨に関して、三密壇及び浄光壇の場合(5)の期間安置供養の後、合祀しますので、期間内であれば返還可能です。なお、分骨に関しましては、返還できません。
- (12) 永代供養を申し込まれた方は、別紙「永代供養のご案内」をご覧ください。

5. 以下の事項を禁止します。

- (1) 当院の許可なく当院以外の供養、法要、その他の宗教行為を行うこと。
- (2) 当院による供養、法要、その他の宗教行為を妨げること。
- (3) 納骨以外の目的に使用すること。
- (4) 火葬されていない死体・死胎などを収蔵すること。
- (5) ペット及び禽獣を収蔵すること。
- (6) 当院の内規・規定に違反する行為。
- (7) その他、納骨堂や礼拝施設を使用するにふさわしくないと、当院が判断する事項。

6. 公用収用の為、又は納骨堂の改修その他必要のため、納骨壇、永代供養塔及びお骨仏の一時移動・改葬等を求めたときは、それに従っていただきます。
7. この心得は、予告なく変更する場合があります。
8. その他、ご不明な点、ご質問などは当院にお問い合わせ下さい。

当院 住職及び院主